

令和2年度 企業主導型保育事業保育安全研修事業委託仕様書

1. 事業名

企業主導型保育事業保育安全研修事業

2. 事業の目的

企業主導型保育事業を行う保育施設に従事している者に対し、保育安全研修を通じて、事故防止のための取り組み等の促進を図るとともに、施設における安全・安心な保育の実施を図ることを目的とする。

3. 事業内容等

(1) 保育安全研修の内容・実施形式等

研修内容・実施形式等の詳細については、別紙3「企業主導型保育事業保育安全研修実施内容」に沿った内容で全ての科目をeラーニングで提案すること。

(2) 保育安全研修事業委託業務

- ① 研修実施に関する日程の設定
 - ② 研修実施に関する広告・周知
 - ③ 研修申込に関する事務(申込受付、受講票発送、名簿作成等)
 - ④ 研修内容・テキストの企画、講師の選定
 - ⑤ eラーニングのシステム構築、コンテンツの作成
 - i システム構築に当たっては、セキュリティ対策を講じること。
 - ii コンテンツの作成に当たっては、各科目で演習や小テスト等を行うようにし、効果測定ができるようにすること。
 - iii コンテンツの作成に当たっては、なりすまし及び早回し等の不正防止策を講じること。
 - ⑥ 研修の実施(eラーニング)
 - ⑦ 研修の管理運営(受講状況の管理、受講者アンケート、eラーニングの効果測定結果等を含む。)
 - ⑧ 修了者名簿の作成・提出、修了証の作成・送付
 - ⑨ 実績報告書の作成・提出
- なお、eラーニングの実施方法、不正防止対策等については、別紙4「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ(平成31年1月9日付)」及び別紙5「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ(平成31年3月13日付)」を参考にすること。

(3) 保育安全研修の実施

- ① 実施形式及び受講者想定人数
eラーニング・・・5,000人
- ② 受講対象者
企業主導型保育施設の管理者、保育士及び保育従事者、その他の職種の者(※各施設1名程度)
※令和2年度 企業主導型保育事業保育安全研修については企業主導型保育施設に従事している者のみを研修受講対象とすることから、それを証する書類の提出を申込者に求める必要がある。
- ③ eラーニング
受講者が受講しやすいよう、受講期間を長期間とし、職場以外のデバイスからでも受講可能なもの

とすること。

④ 開催時期

契約締結日から令和3年3月31日までの期間

⑤ 留意事項

- ・旅費、通信費、印刷費、研修費等を含め、本業務に要する経費は全て受託者が負担すること。
- ・本業務を遂行する上で知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務を終了した後も本業務に従事していた全ての者に遵守させること。
- ・本業務により生じた成果物の著作権は、公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）に帰属する。
- ・本業務の遂行に当たっては業務内容を十分に理解し、協会担当者と連絡を密に取りながら誠実に遂行すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、協会担当者へ速やかに連絡を取り、協議すること。
- ・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、協会の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において処理すること。
- ・事業実績報告書は令和3年4月10日までに提出すること。